



第2回 沼津市新中間処理施設 整備基本計画

検討委員会 資料

日時： 平成26年8月5日（火）

場所： 沼津市民文化センター
第2練習室



目次

1 施設配置に関する検討

- ・ リサイクル施設の詳細検討
- ・ 敷地造成及び配置計画

2 環境対策の検討

- ・ 公害防止基準（案）の検討

1 施設配置に関する検討

リサイクル施設の詳細検討

詳細検討の目的

施設配置を検討するにあたり、リサイクル施設の整備に必要なとなる面積を試算するため、基本構想で定めた内容をさらに具体化する。

具体化にあたっての検討事項①

分別、資源化

現状の資源化処理を継続。



- ・ 分別は現状を基本とするが、機械選別等の導入を検討。
- ・ 処理機能の向上、資源化量の増加を図る。

具体化にあたっての検討事項②

施設での処理機能

既存の2施設の機能を統合。



- ・ 既存施設での処理をもとに、品目ごとの処理フローを具体化。

具体化にあたっての検討事項③

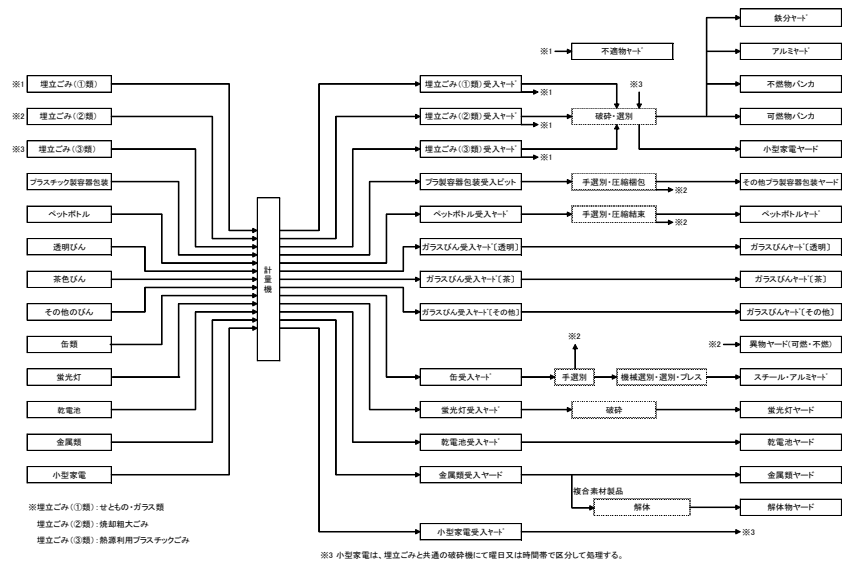
処理能力

1日当たり28tの処理能力



- ・施設全体ではなく、処理の品目、ラインごとに必要となる処理機能及び量を設定。

リサイクル施設の処理フロー



施設配置に関する条件等①

ごみ処理機能の維持

- 新たな施設が稼働するまで、現施設の稼働に支障が生じないようにしなければならない。
- 資源ごみ中間処理場の機能については、一時的に委託化できる可能性がある。

施設配置に関する条件等②

現清掃プラント解体

- 跡地にリサイクル施設を整備する場合、国の交付金の活用が見込める。

調整池

- 敷地内に調整池を設ける必要がある。

施設配置に関する条件等③

温水プール

- ・ 用地及び安全確保の面から、新施設の整備に先立ち利用を休止又は廃止し、解体することが望ましい。

周辺住民への配慮

- ・ 敷地内で可能な限り人家から離れた配置が望ましい。

施設配置に関する条件等④

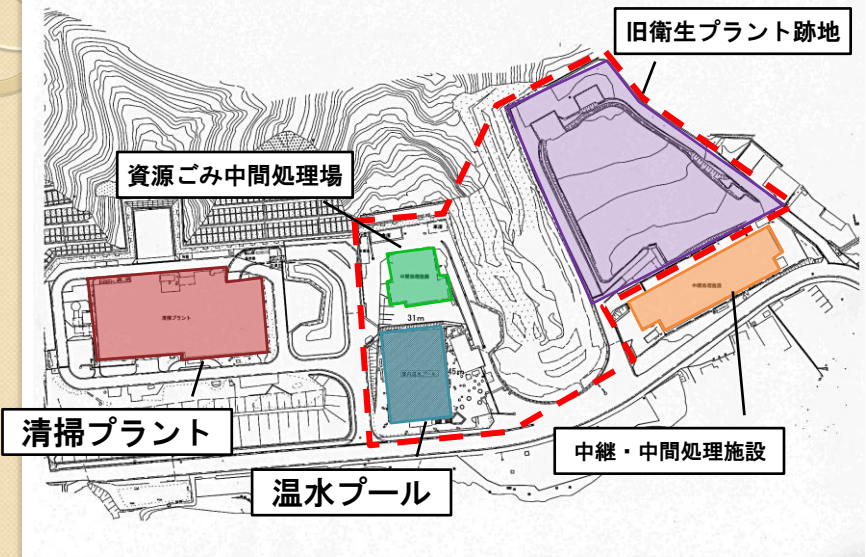
施設の位置関係

- ・ 焼却施設とリサイクル施設が近接していることが望ましい。

事業費

- ・ 国の交付金が最大限活用可能であることや、造成が不要であるなど、事業費が縮減できる計画が望ましい。

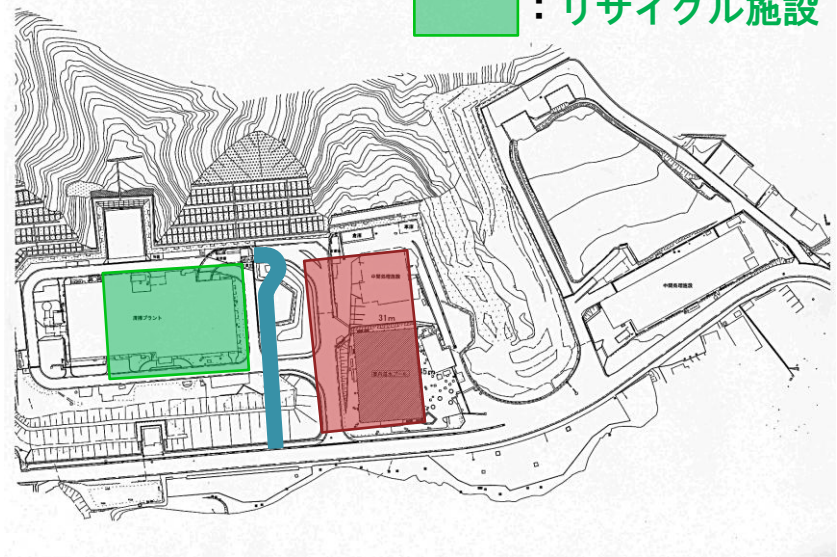
施設整備予定地



配置案①

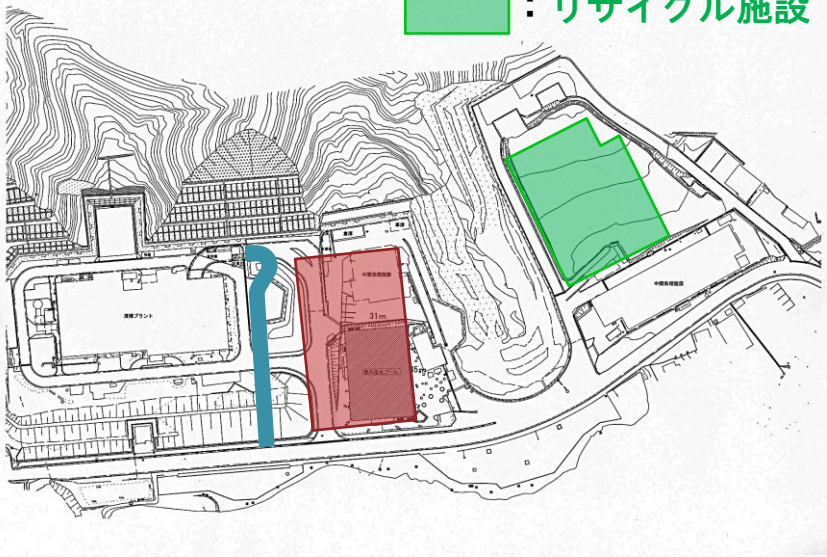
■ : 焼却施設

■ : リサイクル施設



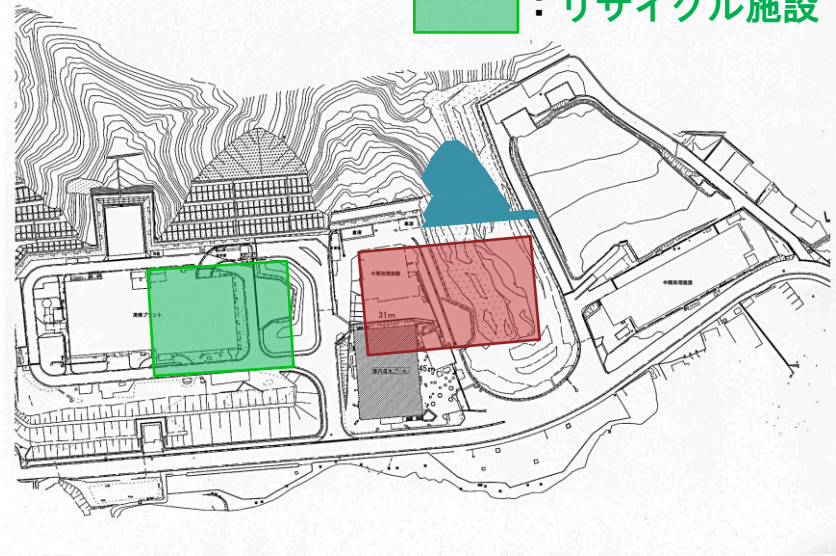
配置案②

- 焼却施設
- リサイクル施設



配置案③

- 焼却施設
- リサイクル施設



配置案の比較検討①

ごみ処理機能維持

案	評価	内 容
1	△	現清掃プラントを稼働させ整備可資源の委託処理等の対応が必要
2	△	現清掃プラントを稼働させ整備可資源の委託処理等の対応が必要
3	△	現清掃プラントを稼働させ整備可資源の委託処理等の対応が必要

配置案の比較検討②

現清掃プラント解体

案	評価	内 容
1	○	解体費に対する国の交付金適用が見込める
2	×	解体費に対する国の交付金適用が見込めない
3	○	解体費に対する国の交付金適用が見込める

配置案の比較検討③

周辺住民への配慮

案	評価	内 容
1	△	焼却施設が人家から離れるが道路に面する
2	△	焼却施設が人家から離れるが道路に面する
3	○	焼却施設、リサイクル施設ともに人家及び道路から比較的離れる

配置案の比較検討④

敷地造成等

案	評価	内 容
1	△	現清掃プラントへの仮設搬入路を整備する必要がある
2	△	現清掃プラントへの仮設搬入路を整備する必要がある
3	×	尾根の撤去工事が必要となる

配置案の比較検討⑤

施設の位置関係

案	評価	内 容
1	○	施設が近接し、ごみの運搬が容易
2	△	施設が離れているため、車両による運搬等が必要
3	○	施設が近接し、ごみの運搬が容易

施設配置検討のまとめ

配置案 1 を基本としたい

- ・ 比較検討の中で「×」評価となる項目が無いため。

2 環境対策の検討

環境対策の検討の目的

公害防止基準の設定

法規制等の排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設け、安心・安全を確保。



- ・ 施設周辺住民との協定
- ・ 発注時における要求水準（仕様）

他自治体の排ガス基準値

施設名 (自治体名)	ばいじん (g/m ³ N)	塩化水素 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
天竜ごみ処理工場 (浜松市)	0.01	50	50	50	0.1
資源環境ギャラリー (掛川市・菊川市衛生施設組合)	0.01	50	20	50	0.05
田代環境プラザ (島田市・北機原地区衛生消防組合)	0.02	40	20	50	0.05
中遠クリーンセンター (袋井市森町広域行政組合)	0.01	40	20	30	0.05
西部清掃工場 (浜松市)	0.01	45	50	50	0.05
新西ヶ谷清掃工場 (静岡市)	0.02	50	50	125	0.05
クリーンセンター (磐田市)	0.01	45	20	50	0.05
ごみ焼却施設 (御殿場市・小山町広域行政組合)	0.01	50	50	100	0.05

公害防止基準（大気）（案）

項目	計画施設 法規制値	現清掃プラント 公害防止協定値	新施設 公害防止基準 (案)
ばいじん	0.04 g/m ³ N	0.08g/m ³ N	0.01g/m ³ N以下
塩化水素	700mg/m ³ N	200ppm	40ppm以下
硫黄酸化物	K値＝13.0 (1,000～ 数1,000ppm程度)	K値＝13.0 (約3,000ppm 程度以下)	20ppm以下
窒素酸化物	250ppm	250ppm	50ppm以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N	0.1ng-TEQ/m ³ N	0.05ng-TEQ/m ³ N 以下

※ 排ガス:O₂12%換算値

排ガス処理設備（案）

除去対象物	現清掃プラントにおける除去設備	新施設における除去設備（案）
ばいじん	バグフィルタ	バグフィルタ
塩化水素 硫黄酸化物	乾式HCl・SO _x 除去装置	乾式HCl・SO _x 除去装置
窒素酸化物	—	還元剤吹込装置 （無触媒脱硝）
ダイオキシン類	（バグフィルタ） ＋活性炭吹込装置	（バグフィルタ） ＋活性炭吹込装置

水質

排水をクローズド化するため、水質に関する公害防止基準は設定しない。

排水のクローズド化とは？

⇒ ごみピットの汚水等を排ガスの冷却水等に再利用することにより施設外へ排水を放流しない方式

騒音の公害防止基準（案）

区 分	基 準 値
昼間 午前 8 時～午後 6 時	5 5 d B （A）
朝・夕 朝：午前 6 時～午前 8 時 夕：午後 6 時～午後 1 0 時	5 0 d B （A）
夜間 午後 1 0 時～午前 6 時	4 5 d B （A）

※ 敷地境界基準

振動の公害防止基準（案）

区 分	基 準 値
昼間 午前 8 時～午後 8 時	6 5 d B
夜間 午後 8 時～午前 8 時	5 5 d B

※ 敷地境界基準

悪臭の公害防止基準

臭気指数 1 2 以下

臭気指数規制とは？

⇒ 住民の被害感覚と一致しやすい、人の嗅覚を用いて臭いを判定する臭気指数による規制